【別紙１】

一般検査の手順

|  |  |
| --- | --- |
| 事項（手順） | 内　　　容 |
| ※※※印は、該当する場合のみ実施する。※※※※※※ | １　実施計画の策定 ２　検査実施通知３　検査の実施 （１）報告等を求める　　（調査票の提出）（２）運用状況を聴取（３）事業者本部等への立入検査 ４　検査結果の報告  ５　改善勧告の実施等 ６　改善勧告に係る対応について報告聴取 ７　改善命令の実施等 ８　特別な処置  ９　指定取消・連座制の適用   | ・障害福祉サービス事業者等実地指導及び監査の結果等を踏まえ、毎年度計画を策定する。・検査対象事業者へ検査実施を通知する。（実施日の概ね１か月前）・届出事項の内容について書類等の提出を求め確認するとともに、業務管理体制全体の整備・運用状況を確認する。・（１）で不備、不明瞭な場合、従業者から運用状況を聴取。（必要に応じ、改善を求める。（改善措置報告書の提出））・（２）でも改善が見込まれない場合、本部等への立入検査を実施する。（役職員との面談方式で運用実態を検証する。）・本部等への立入検査実施後、個別事案の検証が必要と判断した場合は、指定事業所の指定等権者である都道府県・指定都市・市町村（以下「関係都道府県等」という。）と連携し、指定事業所への立入検査を実施し、運用実態を検証する。・検査報告書を作成する。必要に応じ関係部署で協議し、改善勧告の内容等を検討する。・「改善勧告」文書を交付し、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。・必要に応じて改善措置内容を確認する。（改善措置が不十分な場合は、再検討を要請）・（勧告に係る措置をとらなかったとき）「改善命令」文書を交付し、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。・（命令違反した場合）状況に応じて関係都道府県等と連携し、指定事業所への立入検査を実施し、運用実態を検証する。（３の（３）の時点で検証している場合は、この限りでない。）・命令違反した場合は、当該違反の内容を関係都道府県等に通知する。あわせて指定事業所等の指定等取消又は、既に指定事業所の指定等取消が行われた場合には、他の事業所の指定・更新の拒否に該当する旨を通知する。 |

上記３（１）（２）については、記載順に実施する必要はなく、事業者側に出向き実施しても差し支えない。ただし、その場合は、報告の徴収等であり立入検査ではないことに留意する。

【別紙２】

特別検査の手順

|  |  |
| --- | --- |
| 事項（手順） | 内　　　容 |
| ※印は、該当する場合のみ実施する。※※※※ | 　　報告の徴収等 １　立入検査実施通知  ２　立入検査の実施    ３　検査結果の報告 ４　改善勧告の実施等 ５　改善勧告に係る対応について報告聴取 ６　改善命令の実施等  ７　連座制の適用  | ・都道府県、指定都市及び市町村から指定事業所等の指定等取消処分相当事案発覚の報告を受けたときは、連携を密にし速やかに対応する。  ・検査対象事業者へ検査実施を通知する。（文書通知は必須ではない。また、実効性の観点から通知していない場合は、立入時に告知。） ・業務管理体制の内容について確認できる書類等の提出を求め、役職員との面談方式で運用実態を確認し、指定事業所の指定等取消処分相当事案が業務管理体制のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを検証する。・指定事業所の指定等取消処分相当事案に関し事業者の組織的関与の有無を検証する。・本部等への立入検査実施後、個別事案の検証が必要と判断した場合は、指定事業所の指定権者である都道府県・指定都市・市町村（以下「関係都道府県等という。」）と連携し、他の指定事業所への立入検査を実施する。・検査報告書を作成する。必要に応じ関係部署で協議し、改善勧告の内容等を検討する。 ・「改善勧告」文書を交付し、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。  ・内容を確認する。（改善措置が不十分な場合は、再検討を要請。） ・（勧告に係る措置をとらなかったとき）「改善命令」文書を交付し、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。  ・命令違反した場合は、当該違反の内容を関係都道府県等に通知する。・指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への事業者の組織的関与が認められた場合には、関係都道府県等に他の事業所等の指定・更新の拒否に該当する旨を通知する。なお、組織的関与が認められなかった場合においても情報提供する。 |